

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導等の状況（令和5年）

1 監督指導状況

- (1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		40	29 (72.5%)	10 (25.0%)	9 (22.5%)	1 (2.5%)
バス		3	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		3	2 (66.7%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)
その他		2	2 (100%)	0 (0.0%)	2 (100%)	0 (0.0%)
合計		48	35 (72.9%)	12 (25.0%)	12 (25.0%)	2 (4.2%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場、廃棄物の収集や運搬等を行う清掃・と畜業の事業場など）。以下同じ。

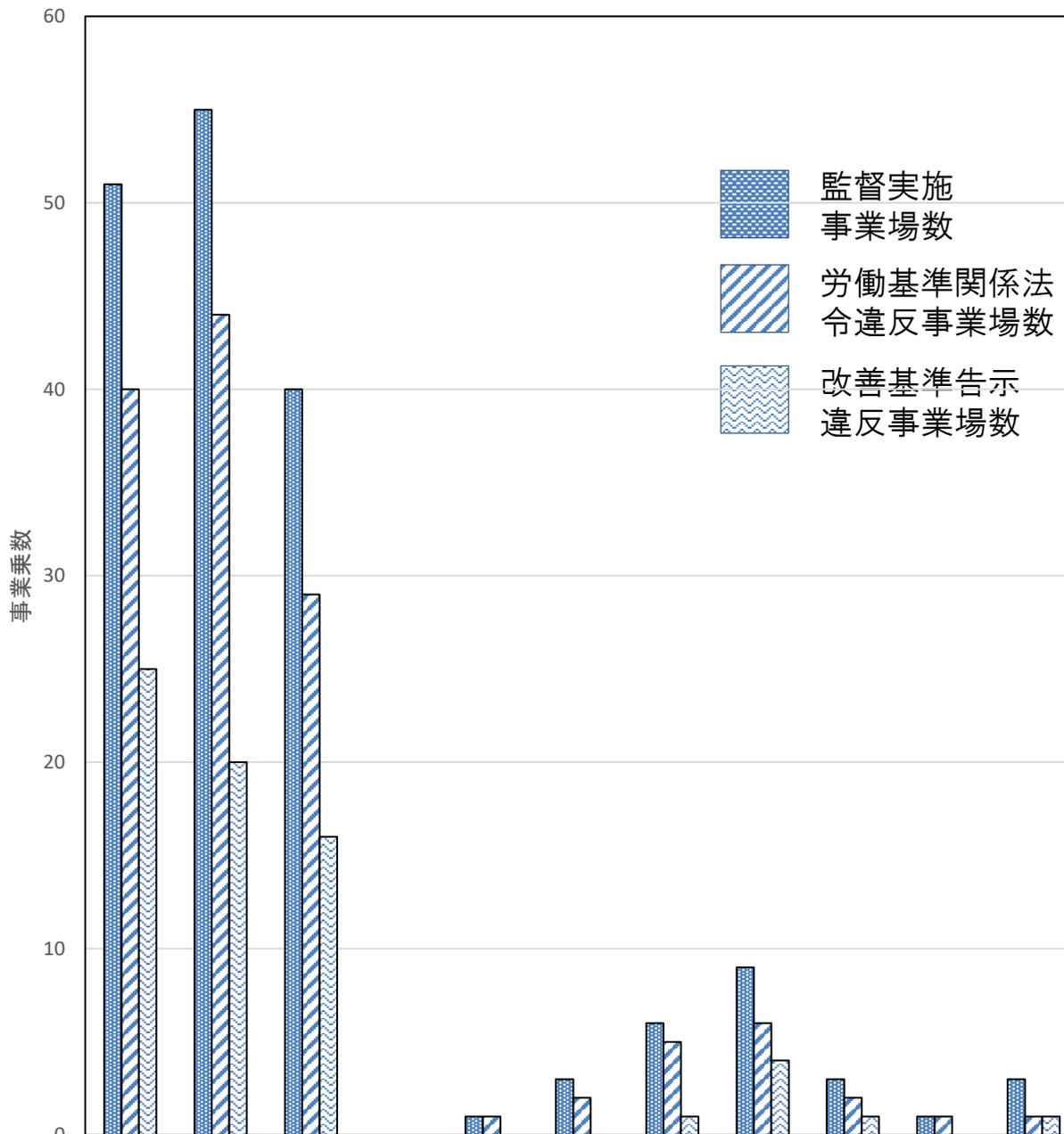
(注2) 1事業場において違反事項が2つ以上ある場合は、「主な違反事項」欄にそれぞれ計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数は一致しない場合がある。以下同じ。

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間
トラック		40	16 (40.0%)	5 (12.5%)	11 (27.5%)	10 (25.0%)	3 (7.5%)	5 (12.5%)
バス		3	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		3	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	－ (－)	－ (－)
その他		2	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
合計		48	18 (37.5%)	6 (12.5%)	12 (25.0%)	10 (20.8%)	3 (6.2%)	6 (12.5%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「最大運転時間」、「連続運転時間」の定めがない。

(3) 令和3年から令和5年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。



	トラック			バス			ハイヤー・タクシー			その他		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
監督実施事業場数	51	55	40	0	1	3	6	9	3	1	3	2
労働基準関係法令違反事業場数	40	44	29	0	1	2	5	6	2	1	1	2
改善基準告示違反事業場数	25	20	16	0	0	0	1	4	1	0	1	1

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例1（トラック）

運送会社に対し労働時間未把握・改善基準告示違反について指導

概要

- 運転者について、事業場において拘束時間・時間外労働時間・深夜労働時間を全く集計していない状況が認められた。
- 労働基準監督官が事業場に備え付けられていたタコグラフをもとに運転者の拘束時間・運転時間を確認したところ、1日の拘束時間が上限の16時間を超えており（1日の休息時間が8時間を切っている）、また、拘束時間が1日15時間を超える回数が1週のうち2回を超えていた。ほかに、改善基準告示違反ではないものの1か月の拘束時間が約290時間ある状況も認められた。

指導内容

- 1 賃金台帳に労働時間を適正に記録していなかったため、是正勧告した。
また、始業・終業時刻を適正に把握するよう指導した。

指導事項

労働基準法第108条違反（賃金台帳）、労働時間適正把握

- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間を超えている（1日の休息時間が8時間を切っている）こと及び拘束時間が1日15時間を超える回数が1週のうち2回を超えていることについて是正勧告した。

指導事項

改善基準告示違反
（休息期間、1日の最大拘束時間）

指導後の会社の取組

- 労働時間を適正に把握するための資料をタコグラフをもとに作成し、各労働者の始業・終業時刻を適正に把握することとした。
- 拘束時間を短くするために、荷の積み込みを運転者でない者に行わせる、遠方への運行回数を制限するなどの対応を行った。その結果、1日の拘束時間は最大19時間から16時間未満に削減された。また、1か月の総拘束時間についても約290時間から約200時間に削減された。

（参考）トラック運転者に係る改善基準告示（令和6年4月改正以前）

1か月の総拘束時間：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

タクシー会社に対し労働基準法違反・改善基準告示違反について指導

概要

- 自動車運転者について、36協定の上限（1か月80時間）を超えて約122時間の時間外・休日労働を行わせている実態が認められた。
- 自動車運転者について、繁忙期に拘束時間を管理せず勤務させた結果、1か月の総拘束時間が322時間を超え352.5時間となった状況が認められた。他に、法定休日における労働を4週間に4日行っている実態が認められた。

労基署の対応

- 1 36協定の上限時間を超えて違法な時間外・休日労働を行わせていることについて是正勧告した。

指導事項

労基法第32条違反（労働時間）

- 2 運転者の1か月の総拘束時間が322時間を超え、また法定休日における労働を4週間に4日行っていることについて是正勧告した。

指導事項

改善基準告示違反

（1か月の総拘束時間、休日労働）

指導後の会社の取組

- 拘束時間や休息時間を管理していなかったことにより違反が発生していたことから、各労働者の拘束時間・労働時間・残業時間管理表を作成し、労働時間などの把握を徹底することとした。
- 時間外・休日労働が1か月30時間を超えた労働者についてはその旨を通知し、時間外・休日労働を削減するよう働きかけを行うこととした。
- 以上の取組を行うことにより、1か月の総拘束時間は264.5時間まで削減された。

（参考）タクシー運転者に係る改善基準告示（令和6年4月改正以前）

1か月の総拘束時間：原則299時間以内（車庫待ち等の運転者については、労使協定締結の場合、322時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても原則16時間以内

休息期間：勤務終了後、継続8時間以上

休日労働：2週間について1回以内

2 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年
労働基準監督機関から通報した件数	5	5	3
労働基準監督機関が通報を受けた件数	0	0	0

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

\ 年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	1	1	1